

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿屋市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和元年11月29日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和元年11月29日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）鹿屋市複合店舗

鹿屋市王子町3973番3 外

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

令和元年7月8日

3 意見の概要

(1) 駐車需要の充足その他による周辺住民及び商業等の利便確保のために配慮すべき事項

ア 駐車需要の充足等交通に係る事項

市道の交通量の増が予想されることから、安全対策をお願いします。

イ 歩行者の利便確保

(ア) 児童生徒の通学路でもあるため安全性に留意されたい。

(イ) 出入口付近において、歩行者の安全確保の対策をお願いします。

ウ 廃棄物の減量化及びリサイクルについての配慮

廃棄物の排出抑制と分別につとめ、ごみ減量化、リサイクルの推進に努めること。

エ 防災、防犯対策への協力

(ア) 危険物の管理（特に夜間）を確実に行うこと

(イ) 施錠を確実に行うこと

(ウ) 繁忙期等における警備員の配置（駐車場等）

(エ) 外灯を設置等の防犯対策

(2) 騒音の発生その他による周辺地域の環境悪化防止のために配慮すべき事項

ア 騒音の発生に係る事項

(ア) 騒音規制法及び振動規制法並びに鹿屋市環境保全条例に基づく特定建設作業、特定施設又は指定施設に該当する場合は、届け出てください。

(イ) 工事に係る騒音・振動等については、周辺住民の理解を得ると共に、苦情については誠意を持って対処してください。

イ 廃棄物に係る事項

ごみの散乱防止、悪臭防止のため、適切な管理に努めること。

(3) その他

ア 事業の実施において、周辺住民等から公害等に関する苦情の申出があった場合は、直

ちに責任をもってこれに対応し、解決に努めること。

イ 乗入口設置については、道路法第24条に基づいて許可済。

ウ 対象地は周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していますので、工事に先立ち文化財保護法に基づく手続き等の内容を、市教育委員会と協議してください。協議なく工事着手された場合、文化財保護法の規定により罰せられる可能性がありますのでご注意ください。

(王子遺跡)

エ 届出のあった敷地は鹿屋都市計画区域内です。